

事件番号 平成22年(中)才2149号  
事件名 公務執行妨害、傷害



## 裁判資料要求書

23年3月11日

東京地方裁判所刑事10部 御中

被告人 大高正二 (大高)

2月16日に付、裁判官、検察官、弁護士の3者に依り、裁判前整理打ち合わせの席に於いて、弁護士から「被告大高に対して、裁判資料を配布する」と口頭で裁判官に要求致しました。しかし、検察官から「配布の事によって、被告大高が刑法281条3項に違反する行為とする恐れがある」と示唆され、これを定めて裁判官が裁判資料を被告大高に配布する事を拒否した。と弁護士から聞かされた。さらに、手紙でも示されました。刑法281条3項に違反する行為とは、「裁判資料をホームページに掲載する」事を指します。裁判は公開が原則です。それとも、大塚地検特捜部のように、フロッピーディスク改竄同様、何か公開されるには困る事があるのですか？当事件の被害者は裁判所の職員です。すなわち、国家公務員です。公務員が公務中に受け取った被害であると訴え(主張)している訳ですから、プライバシーの問題も、その他何か問題がある筈がありません。どんな公務中であるか、公務員が行った違法行為が「公務」と言えるのか、が争点です。

事件についてもう少し詳しく説明します。被告大高が2010年8月10日に裁判所の中で写真機能付携帯電話を所持していた為、多数の裁判所職員に依り裁判所の外に引き摺り出されました。裁判所はこれを「強制退去」と表現しています。この強制退去作業中に被告大高が抵抗しました。その抵抗に依り「公務執行妨害」とし、「傷害」を負ったと主張しています。「庁舎管理規定」に従わなければならないと主張しています。しかし、庁舎管理規定は法律ではありません。法律であるならば無条件に従う事が、法律ではありません。庁舎管理規定は裁判所利用者への協力を求める程度のもの

で、強制力はありません。強制力が無いのに、強制的に引取り出すのは暴力以外の何ものでもありません。暴力は違法行為です。違法行為が「公務」である筈がありません。公務で無ければ、公務執行妨害は成立しません。

だって、公共施設で録画、録音を禁止する法律はあります。庁舎管理規定そのものが違法規定です。被告が暴言を吐く、ただ携帯電話を所持しているだけで強制退去させるとは考えられない違法行為です。しかも、傷害があったと主張しているにもかかわらず、すぐに逮捕せずに、3ヶ月近く経過した2010年11月2日に被告を逮捕したのです。タイミング的にあがた逮捕です。その間、被告大高は何度も被害者と言われる人近くに住るものと言われている。負傷の様子もありませんでした。私は暴行にはまっぴらでなされる筈がありません。又、現場を検証すればわかりますが、暴行できる場所ではありません。逆に、私がその日に強制退去を受けた傷害と診断書を書いて、その日に丸の内警察に届けたのも、受け付けてくれませんでした。今日の逮捕は警視庁と丸の内警察署の前で警察を批判する街宣活動と始めた1ヶ月後です。被告大高の街宣をやめさせる為に行った、デッチ上げ逮捕”であると思われています。警察は自分達の犯罪を隠蔽する為にもデッチ上げ逮捕に”口封じ”をしています。日本一の犯罪組織は警察です。又、違法行為を裁判所自身が職員にやらせているのです。

以上のような事件を裁判所がどんな審判をするのか、良く国民に知って貰う為にも公表する事は必要です。仮に、刑事訴訟法281条3項に違反する罰があれば被告大高が受けます。恐れがある”程度の理由で裁判官が大きく公平を欠く決定する事は許されません。このやり方は圧倒的に検察が有利です。裁判所、検察、警察の犯罪を隠蔽する為の見せ掛けだけの裁判です。冤罪の原因になります。

刑訴法281条には「検察官において、審理の準備のため閲覧又は謄写の機会を与へた証拠に係る複製等……」と記されています。「検察官が与へた資料」と記されています。私は検察官に資料を求めた事にはありません。裁判所に資料を求めます。資料を作ったのは検察官であっても、検察官に与えられる資料ではなく、裁判所が与えられる資料と云う事にた

す。従って刑罰法281条に抵触致しません。裁判の公平を保つ為には裁判官が裁判に必要な資料を被告にも配布するのは当然の事です。裁判所は公平公正な土俵を作るのが仕事です。それなのに憲法32条を満たす裁判は成立しません。裁判資料を被告に渡さぬ事は不公平そのものです。事件当事者である被告大高に対し、「裁判で使われる資料が配布されないのは、検察の主張がわからず、被告は裁判を争う事は出来ません。裁判の資料を何回も読み返す事に依って、検察の意図が理解出来、的確な反論が可能になります。弁護士の役割は法的助言と裁判手続をこなす事です。裁判を争うのは被告本人です。事件が一番詳しいのは本人です。従って、裁判資料を弁護士のみに配布して、弁護士からその資料のコピーをも被告人に渡させないとは、被告人は裁判を争う事は出来ません。今回の裁判官の拒否決定は、極めて公平さを欠くものであり、憲法32条に極端に違反しています。裁判官のこの拒否決定は容認出来ません。このやり方は裁判とは言えません。資料を渡すに、ただ見せ掛けだけの裁判をするつもりならば、時間の無駄です。すぐに判決に下さい。

検察が裁判所に提出した、被告大高の容疑を立証する書面、証拠、その他審理に使われる全ての資料を被告大高に速やかに配布する事を要求します。配布に必要な費用と手続を説明して下さい。説明に従います。

<http://www.otakasyouji.com/>

尚、私は逮捕されてから4ヶ月以上拘留されています。起訴されてから4ヶ月近くになります。お向取り調べも無く、保釈申請は2回却下されています。初公判日も決まっています。日数と浪費に、当事件はデッチ上げ事件だから、高知白バイ事件(超でたらめ裁判)のように証拠の捏造に時間がかかっているものと思われています。検察と警察は犯罪を防止する役目があるから自身も犯罪(カネを盗み改竄、簡易的自白の強要、裏金作り、デッチ上げ逮捕、警察官依り犯罪の多発等)を働き、些末の人々を犯罪者に仕立て上げています。検察、警察は犯罪組織です。裁判官はいつか検察、警察の言いつけを調べる言いつけになっています。それで日本を良くする事は出来ませんか? 裁判官はのかり下さい。